

検討の方向性 (危険物施設における泡消火設備の見直し)

令和 7 年度 危険物施設のスマート保安等に係る調査検討会
(第 2 回)

消防庁危険物保安室

検討の方向性

検討の方向性

実験結果のまとめ

PFAS非含有の泡消火薬剤（合成界面活性剤泡消火薬剤等）で、泡告示における**消火性能の試験基準を満たせるものがあることを確認した。**

対応方針案

実験結果を踏まえ、一般に石油等への消火性能は水成膜泡消火薬剤が優れているとされるが、PFAS非含有の泡消火薬剤（合成界面活性剤泡消火薬剤）の中にも、セルフガソリンスタンドの漏洩火災を想定した試験基準を満たすもののが存在することを確認した。

したがって、試験基準を満たす泡消火薬剤（合成界面活性剤泡消火薬剤等）については、**パッケージ型固定泡消火設備の泡消火薬剤として使用を認めてはどうか。**

具体的な対応案

パッケージ型固定泡消火設備に用いる泡消火薬剤の種類に合成界面活性剤泡消火薬剤を追加してはどうか。

製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（抜粋）

第十八条第四項

パッケージ型固定泡消火設備に用いる泡消火薬剤は水成膜泡消火薬剤、**合成界面活性剤泡消火薬剤**又は機械泡消火薬剤（消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十八号）第一条の二並びに第四条第一項及び第三項の規定に適合するものをいう。以下同じ。）とするほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 パッケージ型固定泡消火設備に用いる泡消火薬剤は、別表第七に定める試験において消火性能を確認したものであること。
- 二 泡水溶液の状態で貯蔵する場合にあっては、当該泡水溶液の性状を維持すること。